

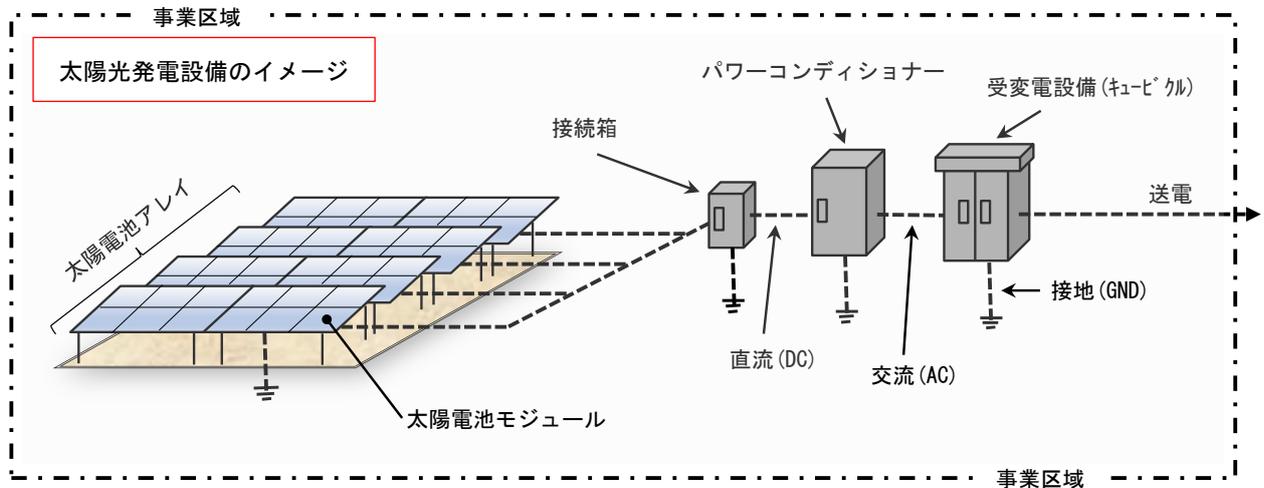
嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例が 制定され令和4年4月1日から施行されました

令和4年4月1日から嵐山町内で10KW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、条例に基づく届出が必要です。

対象となる発電事業 (建築物の屋根や屋上に設置の場合や営農型の発電設備は除く)

- 発電出力10KW以上の太陽光発電設備
- 嵐山町内全域が対象

特別高圧連系	2,000KW 以上
高圧連系	2,000KW 未満 50KW 以上
低圧連系	50KW 未満 10KW 以上



条例の目的

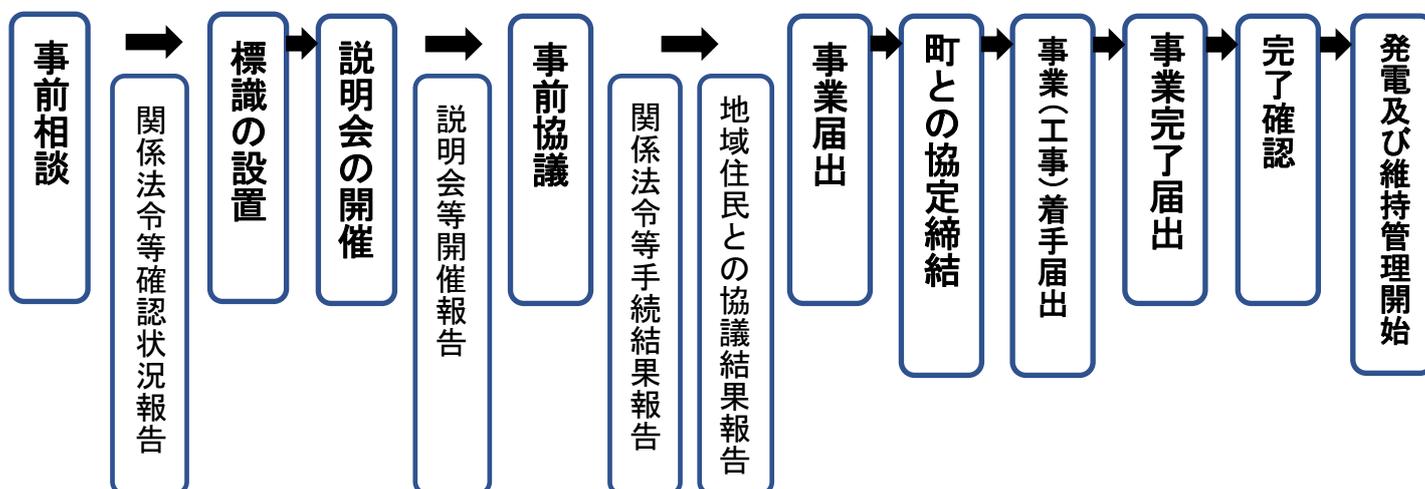
町のプロフィールでもある、緑と清流のまちづくりとしての良好な景観や自然環境の保全への取り組みを推進してきましたが、太陽光発電設備の普及が進み、今後は良好な景観や自然環境の保全に影響を与え、災害発生等のリスクの増大などが懸念されることから、発電設備の設置に対して、一定の基準を設けることにより、良好な景観の確保と豊かな自然環境の保全、里山における生物多様性を保全しつつ、災害発生リスクの大幅な低減を図ることによって住民生活等の安心安全を確保し、地域との共生を図ることを目的として、「嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」を制定するものです。

災害防止等の観点から設置に適さない区域

防災上あるいは、環境、景観保全等の観点から地域への影響を考慮した土地の選定が必要です。

- ・ 砂防指定地 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 県立自然公園 ・ 自然環境保全地域 ・ 特別緑地保全地区 ・ 緑のトラスト保全地
- ・ 保安林 ・ 文化財及び天然記念物 ・ 埋蔵文化財包蔵地

手続に関する標準的な流れ



- 嵐山町内に太陽光発電設備を設置する場合は、事前協議の30日以上前に事業計画の公開、周知のための標識の設置が必要です。

説明会等の開催

太陽光発電設備の設置にあたり、地域住民等に対する事前の説明やコミュニケーション不足と思われるトラブルなどが少なくなかったことから、事前に事業計画の内容について理解を得るため、地域住民等への説明を義務付けています。

- 事業者は標識の設置後、速やかに地域住民等に対して事業計画の周知を図ることを目的とし、説明会の開催を原則とした措置を講じなければなりません。また、事業者は地域住民等の理解が得られるよう説明に努めるとともに意見の申出には真摯に向き合い、十分協議しなければなりません。
- 事業者は説明の後、7日以内に説明会等結果報告書の提出が必要になります。

適正な設置及び維持管理

事業者は、太陽光発電設備の設置計画策定にあたり、土質をはじめ、盛土や切土等等に起因する災害の防止及び適切な排水処理計画策定による水害の防止や光の反射をはじめ、騒音、振動、景観等にも配慮した環境対策及び工事中に想定される安全対策や非常時の対応に至るまでの維持管理等、総合的な見地に基づく計画づくりが要求されます。

●災害の防止

事業区域及び周辺地域へ影響を及ぼす恐れのある土砂の流出その他の災害を防止するため、地盤の安定確保が必要であり、都市計画法や森林法、宅地造成等規制法の基準に準じ、地盤、擁壁、法面に関し、一定の基準を満たすことが明らかであること。

●水害の防止

事業区域内の雨水排水処理について、周辺環境の保全を目的とし、雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設（洪水調整池等雨水流出抑制施設を含む）が設けられることが明らかであること。

●環境の保全

事業区域内の環境保全措置については、設置予定場所に応じた対応が必要であり、圧迫感への配慮や、騒音対策、熱害対策、光反射対策が必要により講じられ、工事の際は、通行に対する安全対策や、防塵、騒音対策が図られていること。

●景観への配慮

事業区域内の景観については、周囲の景観から極力突出しないような措置や配慮が必要であり、隣地境界付近の立木を極力残す若しくは、植栽を施す等の景観に対する配慮が図られていること。

●安全確保対策

工事後の維持管理において、発電施設の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないような安全対策を施すなどの配慮がされ、特に通学路に面した設備では、児童等の安全確保に十分配慮されていること。

●保守点検

工事後の維持管理において、周辺環境への影響を考慮し、定期的な保守点検、除草、清掃、浚渫等の計画がされていること。また、施設に起因する雨水の流出、騒音、振動、反射光等の環境影響が認められた場合の速やかな改善措置が図れること。

●非常時の対応

災害等の事由により、発電施設及び付帯施設等が破損した場合、速やかに復旧又は撤去が図れること。また、台風その他の豪雨時の土砂流出等の有無確認体制及び流出の際の対応体制が図られていること。

指導、助言、勧告

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができるものとしています。また、必要な届出や適正な設置及び維持管理を怠り、事業区域外へ被害を与えたとき、又はその恐れがある場合には、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとしています。

公表、国又は県への通知

町長は、前記の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができます。また、関係書類を添えてその内容及び事実を、国又は県へ通知するものとしています。

相談・問い合わせ窓口

嵐山町役場環境課 環境担当 電話 0493-62-0719